

4. 阿賀町の有害鳥獣対策補助制度

被害防除：農林業者に関する補助

- 電気柵をはじめとする防護柵や防護ネット等の購入補助
- 害獣(ケモノ)の追い払いにかかる用具の購入補助

有害鳥獣対策には
色々な補助制度が
あります



環境整備：地域の活動に関する補助

- 地区ごとに被害対策を調査立案する「集落環境調査」
- 隠れ場所や侵入ルートの伐採や刈払いなどの整備を行う「集落環境整備」
- 行政区に対する果樹等の伐採補助
- 集落や農業団体等への害獣(ケモノ)の追い払いにかかる用具の購入補助
- 大規模農地を防護する電気柵等設置補助

狩猟捕獲：狩猟免許・ワナ・獵銃取得に関する補助

- 狩猟免許の取得にかかる経費の補助
- 獵銃所持許可取得にかかる経費の補助
- ワナや銃など獵具の購入補助
- 獵友会員として有害鳥獣駆除実施隊員の活動にかかる経費



補助や事業の対象や内容条件は変わることがあります。

詳しくは、阿賀町役場農林課までお問合せください。

お問合せ先：農林課 有害鳥獣係 TEL:0254-92-5764



あとがき

太古からヒトは植物や野生動物など「自然の恵み」を、資源として利用しながら命を繋いできましたが、野生動物はときにヒトに害をなす「害獣」として、命や暮らしを脅かす存在でもありました。この冊子でもヒトや農作物に害を与える野生動物を、害獣として「ケモノ」と呼称していますが、本来ヒトも野生動物も「同じ自然環境に暮らす生きもの」であり、生態系を共有形成する「自然の一部」です。

日本一美味しいと言われるお米や、品評会で高い評価を受けているお酒・自然薯・黒毛和牛などの「美味しい高品質な阿賀町の物産」は、もとをたどれば、清涼な水や空気を生み栄養豊富な土を醸す阿賀町の自然環境(生態系)の産物であり、野生動物もその豊かな生態系を形成する重要な要素なのです。

ヒトはムラという共同体を作り、協力しあって周辺の環境に働きかけ、害獣被害を防ぎながら生の営みを続けてきましたが、ヒトの力が弱まって里山や農地が荒廃すると、すぐに草木が繁茂して、自然はもとの姿(野生動物のすみか)に戻ってしまいます。また、地球温暖化による気候の不安定化は、山の実りや冬の厳しさなど、野生動物の棲息環境に大きな影響をおよぼします。つまり、害獣の増減や被害地域の拡大縮小などは、様々な環境要因が複雑に影響しあって変動する自然の現象であり、ヒトがそれをコントロールすることはとても難しいと言えます。

過疎と高齢化が進行している現在、害獣被害対策は「住民」「農林業者」「地域コミュニティ」「学校」「行政」「警察」「消防」「狩猟者団体」「民間企業」など、多様な関係者の情報共有と協力協働を強化することが重要であり、さらに最新の知見やIT技術も駆使しながら、環境負荷やコストにも配慮した、サステナブル(持続可能)な被害防止の取り組みが求められています。